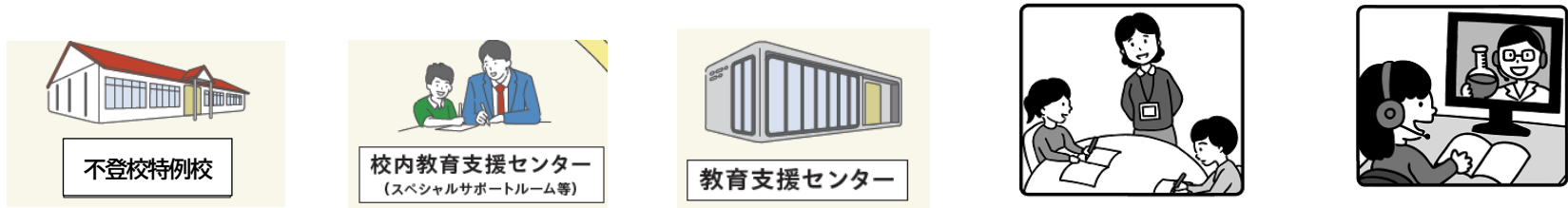


不登校児童生徒等の多様な学びの場について



名称	不登校特例校	校内サポートルーム等	教育支援センター(中間教室)	フリースクール	自宅
県内設置数等 ※	0 校 (R 5)	小学校 251 校 (70.9%) 中学校 180 校 (97.3%) (R 4)	40 市町村 64 教室 (R 3)	69 か所を利用 (利用者数 255 人) (R 2)	ICT 等活用した学習活動で出席扱いになった数 小学校 69 人 中学校 98 人 (R 3)
対象	不登校児童生徒	設置校の児童・生徒	設置市町村の児童・生徒 (小中高) ※ 近隣市町村の子どもを受け入れている市町村あり	児童・生徒	
設置場所	・廃校等(学校設置型) ・市町村の施設を活用(分教室型)	学校内	市町村の施設(公民館等)や学校内	民間施設	
出席扱い	出席	出席	校長の判断により出席扱い	校長の判断により出席扱い	校長の判断により出席扱い
概要	特定の学校において教育課程の基準によらずに、特別の教育課程を編成することができる文部科学大臣から指定された学校(学校教育法第一条で規定された学校)	教室に入りづらい児童生徒が、落ち着いた空間の中で自分に合ったペースで学習・生活ができるスペース	不登校児童生徒等に対する指導を行うために、学校以外の場所や学校の余裕教室等において、個別のカウンセリング、集団での指導、教科指導等を行う市町村が設置した施設	不登校の子どもに対し、学習活動、教育相談、体験活動等の活動を行っている民間の施設	民間業者が提供する ICT 機器を活用した学習、ICT 機器を活用し在籍校の授業を自宅に配信して行う学習等

※ 数値は、「はばたき」(Vol 1、2)(県教委心の支援課)、令和 4 年度学校経営概要のまとめ(県教委学びの改革支援課)より